

平成27年10月1日に新たな県域拠点が配置されます。

新たに県域拠点を県庁所在地に配置し、県内各地を回って現場と農政を結びます。

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」や新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づく農政改革を着実に推進するため、福岡地域センター及び北九州地域センターを見直し、新たに、農政についての説明や相談に対応する「地方参事官」を県庁所在地に常駐させ、農政全般に関する総合窓口として、自治体等と協力して農政課題の解決に取り組んでいきます。
- また、これまで地域センターで行ってこられた経営所得安定対策に係る業務や6次産業化の推進、統計調査、食品表示監視等の食の安全・安心の確保等の業務については、下記のとおり引き続き県庁所在地拠点及び北九州市に置く駐在所で取り組みます（一部業務は九州農政局本局が直接対応します）。

新たな県域拠点の体制

九州農政局 福岡県拠点 [福岡県福岡市博多区住吉3-17-21]

地方参事官

《農政全般に関する総合窓口》

- ・ 県内をくまなく回り、農政情報を説明します。
- ・ 農業者・消費者・行政関係者からの各種質問・相談に応じます。
- ・ 地域の現状に合わせて事業や制度、他地域での優良事例などを紹介し、地域の関係者ととも農政課題の解決に努めます。

《連絡先》

- ・ 総合窓口 (092)-281-8261

《経営の安定、統計調査、食の安全・安心》

- ・ 経営所得安定対策に係る業務
- ・ 6次産業化等の推進
- ・ 統計調査
- ・ 旧JAS法に基づく食品表示監視、米トレサ法・食糧法に基づく米穀流通監視、牛トレサ法に基づく監視 等

《連絡先》

- ・ 経営所得安定対策チーム
- ・ 食料産業チーム
- ・ 統計チーム
- ・ 消費・安全チーム

北九州駐在所

[北九州市小倉北区田町2-31]

(093)-571-3623

[北九州市小倉北区大手町13-26]

(093)-561-1596

左記業務を実施

(平成30年度まで)

これまで地域センターで行っていた下記の業務は、専任となる職員を配置し体制を強化した上で、九州農政局(本局)が主体となって行います。

- 消費生活相談、リスクコミュニケーション 消費・安全部消費生活課 (096)-211-9101
- 食育 経営・事業支援部地域食品課 (096)-211-9347